農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

平成28年12月

吉 岡 町

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標・・・・・・・・・・・	• • •	1
第2 第2農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	等に関 ・・・	する営農 5
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		- /
第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積の他農用地の利用関係の改善に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	に関す ••	⁻ る目標そ 15
第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	1 6
1 利用権設定等促進事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	域の基 ・・ 受けて ・・ 促進に ・・	23 行う農作 25
第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		28
第6 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		3 3
別紙1 (第4の1の(1)⑥関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		3 5
別紙2 (第4の1 (2) 関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		3 6

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 吉岡町は、群馬県のほぼ中央、榛名山東麓に位置している。その立地条件を生かして 米麦を主体とする農業生産が展開されてきたが、近年は、経営の発展を図るため、少量 他品目の野菜生産との複合経営が行われ、農産物直売所やスーパーなどを通して消費者 への地産地消が盛んである。

その中で、特に施設園芸においては高収益性作型の導入により、地域の担い手として 農業経営体の成長が見られる。なお、今後は土地利用型農業を中心に経営規模の拡大を 志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地 の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

- 2 吉岡町の農業構造については、昭和40年代から隣接する前橋市、渋川市における工業団地の立地を契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加し、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっており、作業受託組織等や担い手の育成が急務となっている。一方、一部の地域においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。
- 3 吉岡町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、平成37年における農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、吉岡町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人当たり420万円程度、1農業経営体当たり620万円程度)、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり1,800~2,000時間程度)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

更に、人と農地の問題を解決するため、各集落・地域での話合いに基づき「人・農地プラン」の定期的な見直しを行う。話合いに当たっては、新たに就農しようとする者を含め幅広く農業者その他の当該区域の関係者の参加を求めて行い、地域全体としての担い手への農地の利用集積の定量的な目標の設定、農地中間管理機構の活用方針、「近い将来農地の出し手となる者と農地」の明確化及びこれらを増加させる方策等について話し合う。

特に、農用地の利用に関しては、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、地域農業の生産性の向上に資するため、農地中間管理機構を最大限活用し、担い手への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止、解消を進め、地域における農用地利用を最適化する。また、農地中間管理機構の活用にあたっては、人・農地プランの定期的な見直しと極力連動させることにより、効率的かつ安定的に推進する。

4 吉岡町は、将来の吉岡町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する 基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るため にする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展 を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的 に実施する。

まず、吉岡町は、北群渋川農業協同組合(以下、「農業協同組合」という。)、吉岡町農業委員会(以下「農業委員会」という。)、渋川地区農業指導センター(以下「農業指導センター」という。)等が十分なる相互の連携の下で、濃密な指導を行うため吉岡町農業再生協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため話合いを促進する。

更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の吉岡町農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全町的に展開して集団化・ 連担化した条件で農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体(以下「認定農業者」という。)の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農

の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業 法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。併せて集約的な経営展開を助長するため、農業指導センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用を認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、吉岡町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした事業の実施に当たっても、当該地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の発展に資するよう、事業計画の策定時等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5 吉岡町は、吉岡町農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を農業指導センターの協力を受けつつ行う。

特に、大規模畜産を目指す農業経営が展開しつつある地区においては、衛生管理の徹底や家畜排泄物の適正管理などにより、畜産環境の改善に努める。また、畜産ヘルパーの活用を進め「ゆとりある経営」を推進するとともに、快適な社会環境の維持に努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

吉岡町の近年の新規就農者は年3人前後であり、ほぼ横ばいの状況となっているが、 生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的か つ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、吉岡町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという 新規就農者の確保・定着目標や群馬県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標年間230人を踏まえ、吉 岡町においては年間3人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標 吉岡町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間 総労働時間(主たる従事者1人当たり1,800~2,000時間程度)の水準を 達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(3 に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる 従事者1人当たりの年間農業所得250万円程度、1経営体当たり350万円程度)を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた吉岡町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業指導センターや農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4) 地域ごとに推進する取組

町全体で新たに農業経営を営もうとする青年等の受入(年間3人程度)を重点的に進め、農業協同組合や農業委員会と連携し、施設園芸の栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるよう

にする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に 吉岡町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、吉岡町における主要な営 農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

(長禾性百071日)宗	- D 47		T	
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の態 様等
1.	〈作付面積等〉	〈資本装備〉	・米と野菜の複	・基幹労力
水稲+	水稲 =0.5ha	・トラクター	合化により経営	2.0 人
施設野菜	施設野菜	(20ps)	の安定を図る	・補助労力
	イチゴ =0.3ha	・コンバイン(2	・利用集積によ	1.0 人
		条刈)	り団地化を図る	・快適な作業環
	〈経営面積〉	・田植機(4条	・畜産農家との	境整備=ハウ
	0.8ha	植)	連携による有機	スの複合環境
		・管理機(3ps)	質を主体とした	制御
		• 動力噴霧機	堆肥による高品	・労力に応じた
		・トラック(1t)	質野菜として有	計画的な出荷
		• 保冷庫	利販売	•家族経営協定
		• 暖房機	・簿記記帳によ	の締結に基づ
			り経営収支の把	く給料制、休日
		〈その他〉	握とコスト削減	制の導入
		・イチゴはウイ		・施設園芸に係
		ルスフリー優良		る軽作業につ
		株の専用親株床		いて、パート雇
		の設置・イチゴ		用従事者を確
		は大型ハウスに		保
		よる栽培管理の		
		省力化・自動化		
2.	(作付面積)	〈資本装備〉	・米と野菜の複	・基幹労力
水稲+露地野菜	水稲 =0.5ha	・トラクター	合化により経営	2.0 人
+施設野菜	露地栽培	(20ps)	の安定を図る	・補助労力
	ナス =0.3ha	・コンバイン (2	・利用集積によ	1.0 人
	施設野菜	条刈)	り団地化を図る	・快適な作業環

	ナス =0.2ha	田植機(4条	・畜産農家との	境整備=ハウ
	チンケ`ンサイ=0.2ha	植)	連携による有機	スの複合環境
		・管理機(3ps)	質を主体とした	制御
	(経営面積)	・動力噴霧機	堆肥による高品	・労力に応じた
	1.2ha	・トラック(1t)	質野菜として有	計画的な出荷
		・保冷庫	利販売	・家族経営協定
			・簿記記帳によ	の締結に基づ
			り経営収支の把	く給料制、休日
			握とコスト削減	制の導入
				・施設園芸に係
				る軽作業につ
				いて、パート雇
				用従事者を確
				保
3.	(作付面積)	〈資本装備〉	・米と野菜の複	• 基幹労力
水稲+露地野菜	水稲 =0.5ha	・トラクター	合化により経営	2.0 人
+施設野菜	露地野菜	(20ps)	の安定を図る	• 補助労力
	ネギ =1ha	・コンバイン (2	・利用集積によ	1.0 人
	チンケ`ンサイ=0.2ha	条刈)	り団地化を図る	・快適な作業環
	プ゚ロッコリー=0.3ha	田植機(4条	・畜産農家との	境整備=ハウ
	施設野菜	植)	連携による有機	スの複合環境
	チンケ`ンサイ=0.3ha	• 動力噴霧機	質を主体とした	制御
		・トラック(1t)	堆肥による高品	・労力に応じた
	(経営面積)	• 保冷庫	質野菜として有	計画的な出荷
	2.3ha	・ねぎ播種機	利販売	・家族経営協定
		・管理機(3ps)	・簿記記帳によ	の締結に基づ
		• 土壌消毒機	り経営収支の把	く給料制、休日
		・トラック(1t)	握とコスト削減	制の導入
		・マニュアスプ		・施設園芸に係
		レダ		る軽作業につ
		ネギ皮むき機		いて、パート雇
		・全自動ネギ移		用従事者を確
		植機		保
		・半自動ネギ調		
		整機		
4.	(作付面積)	〈資本装備〉	・米と野菜の複	
水稲+麦+露地	水稲 =1ha	・トラクター	合化により経営	2.0 人

野菜+作業受託	麦 =2ha	(20ps)	の安定を図る	・補助労力
	玉ネギ =0.5ha	・コンバイン (2	・利用集積によ	1.0 人
	露地ナス	条刈)	り団地化を図る	・快適な作業環
	=0.4ha	田植機(4条	・畜産農家との	境整備
	作業受託	植)	連携による有機	・労力に応じた
	=2ha	・管理機(3ps)	質を主体とした	計画的な出荷
		・動力噴霧機	堆肥による高品	•家族経営協定
	(経営面積)	・玉ネギ磨き機	質野菜として有	の締結に基づ
	5.9ha	・トラック(1t)	利販売	く給料制、休日
		〈その他〉	・簿記記帳によ	制の導入
		・作業受託は水	り経営収支の把	
		稲基幹3作業と	握とコスト削減	
		する		
5.	(作付面積)	〈資本装備〉	・高級化・多様	• 基幹労力
果樹	ブドウ =0.8ha	・トラクター	化する消費者ニ	2.0 人
		(20ps)	ーズへの対応	• 補助労力
	(経営面積)	・スピードスプ	• 直売、宅配便	1.0 人
	0.8ha	レヤー	利用による付加	• 自走式運搬作
		(600L)	価値販売	業台車による
		· 乗用草刈機	・パソコン利用	作業の軽減
		(7ps)	による顧客のデ	ジベリレン処
		・トラック(1t)	ータ管理	理摘粒、袋かけ
		• 運搬作業台車	・簿記記帳によ	作業に対する
		〈その他〉	る顧客のデータ	雇用
		・雨よけ栽培	管理	・定期的な休日
		・直売方式に適	・簿記記帳によ	の確保
		した品種構成と	り経営収支の把	•家族経営協定
		栽培体系	握とコスト削減	の締結に基づ
				く給料制の導
				入
6.	(飼養頭数)	〈資本装備〉	・簿記記帳によ	・基幹労力
酪農専作	搾乳牛 =35 頭	・トラクター	り経営収支の把	2.0 人
	育成牛 =20 頭	(75 ps, 50 ps)	握とコスト削減	・補助労力
	飼料畑 =4ha	・コーンハーベ	・青色申告の実	1.0 人
		スタ	施	• 家族経営協定
	(経営面積)	・バルククーラ	・牛群検定の活	の締結
	4.0ha	<u> </u>	用	・社会保険等の
		・パイプライン		加入
		ミルカー		・ヘルパー制度

		・コーンプラン ター ・ロールベーラ ー ・ベールクリッ パー ・堆肥化施設 ・排水処理施設		の活用による 労働ピークの 軽減と休日制 の導入
		〈その他〉 ・粗飼料する経見の ・粗を型の体を ・超点を ・のの ・ないでは ・をでする。 ・をでする。 ・をでする。 ・をでする。 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、		
		・受精卵移植技 術による高能力 確保 ・育成牛の牧場 委託育成		
7. 肉牛専作	(飼養頭数) 肥育和牛 =110 頭	〈資本装備〉 群飼育・自動給 餌体系 ・群飼育舎 ・自動給餌機 ・ショベルロー ダー ・大型扇風機 ・飼料貯蔵庫	・簿記記帳により経営収支の把握とコスト削減・青色申告の実施・パソコンによる飼料給与設計・優良系統分析・市場状況管理	 ・基幹労力 2.0 人 ・補助労力 1.0 人 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・家族経営協定 の締結

8. 肉牛専作	(飼養頭数) 肥育交雑種 =170 頭	・ は、・ も・消料上・ 鬼 と ない で がいい で は という で がいい は しい は は は の い は い す の い は い は	・り握・施・る・理・部経と青いりをはなり、一切をはなり、は、のでは、のでは、のでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、	2.0 人 ・補助労力 1.0 人 ・休日制の導入
		m ² /1 頭を確保 ・DG:交雑種 0.9 kg		
9.	(飼養頭数)	〈資本装備〉	・法人化による	• 基幹労働
養豚専作	種雌豚=110頭	・分娩・離乳豚	経営基盤の強化	2.0 人
	種雄豚=9頭	舎	・パソコンによ	• 雇用
	育成豚=27頭	• 妊娠豚舎	る経営管理	1.0 人
	肥育豚	• 育成群飼場	• 繁殖成績管理	・休日制の導入
	=1,100 頭	・自動給餌・給 水装置	・肥育成績管理	・給料制の導入 ・雇用者の社会

		• 堆肥化施設		保険への加入
		除ふんスクレ		• 家族経営協定
		バー		の締結
		・ショベルロー		- 11111E
		ダー		
		· 尿浄化槽		
		〈その他〉		
		· 分娩、乳豚舎		
		はウインドレス		
		・肥育豚舎はセ		
		ミウインドレス		
		式または開放式		
		分娩は無看護		
		方式		
		・自動飼料給与		
		システム		
		・糞は完熟堆肥		
		化		
		- 尿は法定基準		
		浄化で河川放流		
10.	(作付面積)	〈資本装備〉	・トマトは高品	• 基幹労力
施設野菜	長期どりトマト	(中型機械化体	質生産団地を確	
WEHALT //C	=0.3ha	系)	立し、ブランド	•
	0.0114	・トラクター	品としての有利	1.0 人
	(経営面積)	(20ps)	販売の実現	・快適な作業環
	0.3ha	· 動力噴霧機	・ 等記記帳によ	境の整備=ハ
	0.0114	· 農作業場(100	る経営収支の把	
		m^2	握とコスト節減	境制御
		・温室(3,000	, , , , , , ,	・定期的な休日
		m^2		の確保
		・トラック (軽)		•家庭経営協定
		・暖房機(温風		の締結
		式)		
		〈その他〉		
		・トマト購入苗		
		利用による育苗		
		の省力化		
		・減化学肥料・		
		減農薬栽培		

	・マルハナバチ	
	の利用 (トマト)	

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農 の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の 指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に吉岡町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、吉岡町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

兴 曲 松田	公 宗 拍 拝	华	経営管理の	農業従事の
営農類型	経営規模	生産方式	方法	態様等
1.	〈作付面積〉	〈資本装備〉	・農地集積によ	• 家族労働力
水稲+小麦+大	水稲=0.42ha	・農作業場 (100	り団地化を図る	2.0 人
豆	小麦=0.7ha	m²)	・畜産農家との	・チェックリス
	大豆=0.28ha	・格納庫(100	連携による良質	トに基づく労
		m²)	堆肥の確保	働安全の確保
	〈経営面積〉	・ トラクター (55ps)	・農機具の保守	•家族経営協定
	0.7ha	田植機(5条)	管理を徹底し、	の締結
	すべて借地	普通型コンバイン	使用年数の延長	・定期的な休日
		(1.5m)	による機械コス	の確保
		• ロータリーハロー	トの低減を図る	
		(2.2m)	・簿記記帳によ	
		プラソイラー (3 連)	る経営収支の把	
		・ト゛ライフ゛ハロー	握と資金管理の	
		(3.5m)	徹底	
		・ロータリー	・地域内農家と	
		(2.2m)	の連携を深め借	
		・ト゛ライブ゛ハローシータ゛	地経営としての	
		- (2.2m)	安定性を確保	
		・乗用管理機スプ		
		レーヤ行		
		播種プラント		
		一式		
		・フ゛ロート゛キャスター		

		(800L) ・粒選別機		
		・ トラック (2t)		
		〈その他〉 ・水稲は箱施用 剤と省力型除草		
		剤利用により、		
		防除回数の削減 と省力化		
		・水稲・麦の乾		
		燥調製は共同乾		
		燥調製(貯蔵) 施設を利用		
2.	〈作付面積〉	〈資本装備〉	・雇用労働力の	・家族労働力
露地野菜	夏秋ネギ=	・農作業場 (200	安定確保	2.0 人
	0.4ha	m^2	・ネギの周年出	・雇用労力(冬
	秋冬ネギ=	・育苗用ハウス	荷体系の確立	期ホウレンソウ出荷
	0.4ha	(150 m^2)	・畜産農家との	時)
	ホウレンソウ=0.2ha	・ トラクター (30ps)	連携による良質	・チェックリス
		・培土専用機(ネ	堆肥の確保	トに基づく労
	〈経営面積〉	ギ用)	・簿記記帳によ	働安全の確保
	1.0ha	・ライムソワー (1.8m)	る経営収支の把	・定期的な休日
		・管理機(7ps)	握とコスト節減	の確保
		• 簡易移植機	・農機具の保守	・家族経営協定
		・収穫機(振動	管理を徹底し、	の締結
		式)	使用年数の延長	
		•調製機	による機械コス	
		・動力噴霧機		
		(50L/分)	・地域内農家と	
		・ロータリー (1.5m)		
		·播種機 (1 条)	地経営としての	
		• 保冷庫(1.5	安定性	
		坪) • トラッ/フ (2+ 軽)		
		• トラック(2t、軽) 		
		〈その他〉		
		・ネギは連結紙		
		筒苗と簡易移植		

3. 施設野菜	〈作付面積〉 ホンレンソウ = 0.25ha 〈経営面積〉 0.25ha	器利により、カール を画・はらに荷にまった。 ではらに荷いた。 ではらに荷いた。 ではらに荷いた。 ではらに荷いた。 ではらに荷いた。 ではらいが、 ではらいが、 ではらいが、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	る経営収支の把 握とコスト節減 ・農機具の保守 管理を徹底し、 使用年数の延長 による機械コス	 ・家族労働力 2.0 小 ・チェックで ・安全の ・定期的な ・定期保 ・家族発動 ・家族経営 ・家族結
		,,,,		
		高温、日長など の関係で栽培し にくいので、遮		
		光などの適切な 栽培管理と適正 品種の選択を図 る		
4.	〈作付面積〉	〈資本装備〉	・雇用労働力の	・家族労働力

施設野菜	長期トマト	・農作業場 (100	安定確保	2.0 人
	=0.2ha	m^2)	・畜産農家との	・雇用労力(作
		・温室(2,000	連携による良質	業全般に渡り、
	〈経営面積〉	m^2)	堆肥の確保	不足する労働
	0.2ha	• 灌水施設	・簿記記帳によ	力を雇用によ
	すべて借地	・灌水井戸(1	る経営収支の把	り確保)
		基)	握とコスト節減	・チェックリス
		・燃料タンク (2KL)	・農機具の保守	トに基づく労
		・ トラクター (20ps)	管理を徹底し、	働安全の確保
		・管理機(7ps)	使用年数の延長	・定期的な休日
		・動力噴霧機	による機械コス	の確保
		・土壌消毒機 (2	トの低減を図る	•家族経営協定
		条)		の締結
		• 暖房機(温風		
		式)		
		(2 機・400		
		坪用)		
		トラック (1t)		
		かん水用ポンプ		
		〈その他〉		
		・雇用導入によ		
		る長期どり経営		
		・購入苗利用に		
		よる育苗の省力		
		化を図る		
		・受粉ハチ利用		
		による受粉作業		
		の省力化を図る		
5.	〈作付面積〉	〈資本装備〉	・雇用労働力の	・家族労働力
果樹	ブドウ =0.5ha	・ブドウ樹	安定確保	2.0 人
	(雨よけ)	・ブドウ棚	・畜産農家との	•雇用労力(作
		• 作業場兼直売	連携による良質	業の一部で、不
	〈経営面積〉	所(150 m²)	堆肥の確保	足する労働力
	0.5ha	•格納庫 (50 m²)	・簿記記帳によ	を雇用により
	すべて成木園を	雨よけパス	る経営収支の把	確保)
	借地	• トラクター (20ps)	握とコスト節減	・チェックリス
		スピート、スプ。レヤー	・農機具の保守	トに基づく労

(500L)	管理を徹底し、	働安全の確保
・乗用草刈機	使用年数の延長	・定期的な休日
• トラック (1t)	による機械コス	の確保
	トの低減を図る	•家族経営協定
〈その他〉	・直売、宅配便	の締結
・雨よけ栽培に	利用による付加	
よる高品質生産	価値販売	
・直売方式に適	・多様な品種に	
した品種構成と	よる販売期間の	
栽培体系	長期化を図る	

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の 農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
5 0 %	

- ○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標 農地利用集積円滑化事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営 農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。
- 2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状 吉岡町の平坦部においては、水稲を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定 農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、 農業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。
- (2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン 今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手 が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの

者への農地の利用集積を推進するため、農地利用集積円滑化事業を実施するとともに、 作業受託組織の育成や新規作物の導入を図る必要がある。

(3) 関係機関及び関係団体との連携

吉岡町では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、吉岡町農業再生協議会、農地利用集積円滑化団体等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

吉岡町は、群馬県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、吉岡町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

吉岡町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

吉岡町においては、農用地利用改善事業を推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

更に、吉岡町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

- (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件
 - ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。)が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するため

- の利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて(農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて)を備えること。
- (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- (4) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。
- (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の 設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができる と認められること。
- ウ 農業用施設用地 (開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利 又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の 実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(7)及び(イ)に掲 げる要件(農地所有適格法人にあっては、(7)に掲げる要件)のすべてを備えている ときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の 面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項に規定する事業(以下「農地中間管理事業」という。)又は法第7条第1号に掲げる事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定を受ける場合、若しくは農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定を受ける場合、若しくは農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定を受ける場合、若しくは農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事

業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
 - ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ 町長への確約書の提出や町長との協定の締結を行う等により、その者が地域の 農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営 を行うと見込まれること。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうちー 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められるこ と。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 吉岡町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の制定について」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。(以下「基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 吉岡町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。

- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に 従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為 の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 吉岡町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため 必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 吉岡町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 吉岡町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、吉岡町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 吉岡町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 吉岡町の全部又は一部をその事業の実施地域とする農地利用集積円滑化団体は、 その事業の実施地域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の 実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定 めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用 地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定 (又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前 までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 吉岡町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 吉岡町は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、吉岡町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 吉岡町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7)農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する 能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は 名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該 所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。) そ の支払い(持分の付与を含む。) の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に定める者である場合には、次に掲げる事項 ア その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用 地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をす

る旨の条件

- イ その者が毎事業年度の終了後3か月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則 (昭和55年農林水産省令第34号(以下「規則」という。))第16条の2の各 号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面 積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用 地の利用状況について町長に報告しなければならない旨
- ウ その者が賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次 に掲げる事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

吉岡町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

吉岡町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を吉岡町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

吉岡町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

吉岡町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃 又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利 用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に定める者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
 - ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
 - イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ 安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれ もがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 吉岡町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。
 - ア (9) の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に定める者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
 - イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 吉岡町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る事項を吉岡町の公報に記載することその他所定の手段により公告する。
- ④ 吉岡町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借 又は使用貸借が解除されたものとみなす。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 吉岡町は、吉岡町の全域又は一部を区域として農用地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利用集積円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。

- (2) 吉岡町、農業委員会、農業協同組合は農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供及び事業の協力を行うものとする。
- 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農 用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

吉岡町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う 自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事 業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1~数集落)とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2) に規定する区域内の農用地の効率的かつ 総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地 の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を 定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5)農用地利用規程の認定

① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定 款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基 本要綱様式第6号の認定申請書を吉岡町に提出して、農用地利用規程について吉岡 町の認定を受けることができる。

- ② 吉岡町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 吉岡町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を 吉岡町の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。
- (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
 - ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
 - ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の 委託に関する事項
 - ③ 吉岡町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の ①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の 委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地

について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7)農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 吉岡町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、 援助に努める。
- ② 吉岡町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構(公益財団法人群馬県農業公社)、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、吉岡町農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。
- 4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
 - (1) 農作業の受委託の促進

吉岡町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性について の普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の 基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受 委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項 吉岡町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理 の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針 を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相 談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の 保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための 研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

- 6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項
- (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携 吉岡町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の 促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。
 - ア 吉岡町は、農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざ す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。
 - イ 吉岡町は、地域の要望に対して国庫補助事業や交付金事業及び県補助事業等を活用して農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に 資するよう努める。
 - ウ 吉岡町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、 転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、面的な広がりで田畑輪

換を実施する集団的土地利用を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土 地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等 望ましい経営の営農展開に資するように努める。

- エ 吉岡町は、近年整備を完了した農業集落排水事業を活用し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。
- オ 吉岡町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤、10円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

吉岡町は、農業委員会、農業再生協議会、農業指導センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、吉岡町農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、吉岡町は、このような協力の推進に配慮する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項 第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

群馬県青年農業者等育成センターや農業指導センター、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう 教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産 者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する 知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

吉岡町が主体となって群馬県立農林大学校や農業指導センター、農業経営士、農業委員、農業協同組合等と連携・協力し新規就農者カード等を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために吉岡町新規就農者交流会への参加を促すとともに、吉岡町認定農業者協議会との交流の機会を設ける。また、商工会や町農業再生協議会とも連携して、直売所への出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

町内の農産物直売所への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流 研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については群馬県青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については群馬県立農林大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業指導センター、農業協同組合、吉岡町認定農業者や農業経営士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

吉岡町においては、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停

滞している。

また、今後は農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。

農地利用集積円滑化事業の実施主体は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組を実施していること、②担い手に関する情報や、農地の利用集積に関する今後の意向等の農地の各種情報に精通していること、③農地の出し手や受け手と積極的に関わり合い、農地の利用調整活動を実施する体制が整備されていること、等の条件を満たす者が実施するものとする。

- 2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準
 - ① 吉岡町における農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域は吉岡町全域とする。

ただし、農業上の利用が見込めない森林地域等は除く。

- ② なお、吉岡町を複数に区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位等とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を実施の単位とする。
- 3 その他農地利用集積円滑化事業の実施に関する事項
- (1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

吉岡町を実施区域として農地利用集積円滑化事業を行う者の定める農地利用集積円滑化事業規程には、事業の種類、事業実施地域及び事業の実施方法に関して次の事項を 定めることとする。

- ① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項
 - ア 農用地等の所有者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業経営若し くは農作業の委託に関する事項(当該委任に係る農用地等の保全のための管理を 行う事業に関する事項を含む)
 - イ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項
- ② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項
 - ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項
 - イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
 - ウ 農用地等の管理に関する事項
 - エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項
- ③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項
- ④ 事業実施地域に関する事項
- ⑤ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構、一般 社団法人群馬県農業会議、農業委員会等との連携に関する事項
- ⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

- (2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認
 - ① 法第4条第3項各号に掲げる者(市町村を除く)は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第12条の10に基づき、吉岡町に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、吉岡町から承認を得るものとする。
 - ② 吉岡町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に 該当するものであるときは、①の承認をするものとする。
 - ア 基本構想に適合するものであること。
 - イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の 事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集 積を図る上で支障が生ずるものでないこと。
 - ウ 認定農業者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に 資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
 - エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると 認められるものであること。
 - (ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。
 - (4) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。
 - (ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。
 - (エ) (ア)から(ウ)に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
 - (オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、一般社団法人群馬県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。
 - (カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第 10 条第2号イからニまでに掲げるものであること。
 - (キ) 規則第 10 条第 2 号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。
 - ③ 吉岡町は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規

程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。

- ④ 吉岡町は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積 円滑化事業の種類及び事業実施地域を吉岡町の公報等への記載により公告する。
- ⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。
- ⑥ ①、③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の廃止の承認について準用する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

- ① 吉岡町は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。
- ② 吉岡町は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。
- ③ 吉岡町は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(2)の①の規定による承認を取消すことができる。
 - ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第2号に掲げる者(農地売買等事業を行っている場合にあっては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人)でなくなったとき。
 - イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした とき。
 - ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。
- ④ 吉岡町は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を吉岡町の公報等への記載により公告する。
- (4) 吉岡町が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めるものとする。
 - ① 吉岡町は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。
 - ② 吉岡町が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、町長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告する。
 - ③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。
 - ④ 吉岡町は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事

業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。

- ⑤ 吉岡町は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を吉岡町の公報等への記載により公告する。
- ⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(5) 農地利用集積円滑化事業による農用地集積の相手方

認定農業者等農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の対象とするが、当該経営体の うち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用するこ とのできる者を優先する。

(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

- ① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する 観点から、農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方 を指定することはできないものとする。
- ② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱参考様式5に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。
- ③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。
 - ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集 積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。
 - イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。
 - ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に 代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間は できる限り長期とすることが望ましい。
- ④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申 込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。
- ⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再

委託しても差し支えない。

(7) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

- ① 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。
- ② 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮して定めるものとする。

(8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

- ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常の管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
- ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概 ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存 続期間内とする。
- ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業指導センター、群馬県農林大学校、一般社団法人群馬県農業会議、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業指導センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成7年1月24日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成13年6月4日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成18年6月8日から施行する。

- 4 この基本構想は、平成22年5月28日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成23年11月7日から施行する。
- 6 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。
- 7 この基本構想は、平成28年12月9日から施行する。

別紙1 (第4の1の(1) ⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)
- ○対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合における その開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項
- ○対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発 した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するた めの利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農業生産法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)
- ○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用して養畜の事業を行うことができると認められる こと
- ○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第6号、第8号又は第9号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)
- ○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること

別紙2 (第4の1 (2) 関係)

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

転を受ける場合			
①存続期間(又は残存	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
期間)			
1 存続期間は3年	1 農地について	1 借賃は、毎年農	1 農用地利用集
(農業者年金制度関	は、農地法第52条	用地利用集積計画に	積計画においては、
連の場合は10年、開	の規定により農業委	定める日までに当該	利用権設定等促進
発して農用地とする	員会が提供する地域	年に係る借賃の全額	事業の実施により
ことが適当な土地に	の実勢を踏まえた賃	を一時に支払うもの	利用権の設定(又は
ついて利用権の設定	借料情報等を十分考	とする。	移転)を受ける者
等を行う場合は、開発	慮し、当該農地の生	2 1の支払いは、	は、当該利用権に係
してその効用を発揮	産条件等を勘案して	賃貸人の指定する農	る農用地を返還す
する上で適切と認め	算定する。	業協同組合等の金融	るに際し民法の規
られる期間その他利	2 採草放牧地につ	機関の口座に振り込	定により当該農用
用目的に応じて適切	いては、その採草放	むことにより、その	地の改良のために
と認められる一定の	牧地の近隣の採草放	他の場合は、賃貸人	費やした金額その
期間) とする。ただし、	牧地の借賃の額に比	の住所に持参して支	他の有益費につい
利用権を設定する農	準して算定し、近傍	払うものとする。	て償還を請求する
用地において栽培を	の借賃がないとき	3 借賃を金銭以外	場合その他法令に
予定する作目の通常	は、その採草放牧地	のもので定めた場合	よる権利の行使で
の栽培期間からみて	の近傍の農地につい	には、原則として毎	ある場合を除き、当
3年とすることが相	て算定される借賃の	年一定の期日までに	該利用権の設定者
当でないと認められ	額を基礎とし、当該	当該年に係る借賃の	に対し名目のいか
る場合には、3年と異	採草放牧地の生産	支払等を履行するも	んを問わず、返還の
なる存続期間とする	力。固定資産評価額	のとする。	代償を請求しては
ことができる	等を勘案して算定す		ならない旨を定め
	る。		るものとする。
2 残存期間は、移転	3 開発して農用地		2 農用地利用集
される利用権の残存	とすることが適当な		積計画においては、
期間とする。	土地については、開		利用権設定等促進
3 農用地利用集積	発後の土地の借賃の		事業の実施により
計画においては、利用	水準、開発費用の負		利用権の設定(又は
権設定等促進事業の	担区分の割合、通常		移転)を受ける者が
実施により設定(又は	の生産力を発揮する		当該利用権に係る
移転) される利用権の	までの期間等を総合		農用地を返還する
当事者が当該利用権	的に勘案して算定す		場合において、当該
の存続期間(又は残存	る。		農用地の改良のた

T		-
期間)の中途において	4 借賃を金銭以外	めに費やした金額
解約する権利を有し	のもので定めようと	又はその時におけ
ない旨を定めるもの	する場合には、その	る当該農用地の改
とする。	借賃は、それを金額	良による増価額に
	に換算した額が、上	ついて、当該利用権
	記1から3までの規	の当事者間で協議
	定によって算定され	が整わないときは、
	る額に相当するよう	当事者の双方の申
	に定めるものとす	出に基づき吉岡町
	る。	が認定した額をそ
	この場合におい	の費やした金額又
	て、その金銭以外の	は増価額とする旨
	もので定められる借	を定めるもの
	賃の換算方法につい	とする。
	ては、「農地法の一部	
	を改正するぁ法律の	
	施行について」(平成	
	13年3月1日付け	
	12経営第1153	
	号農林水産事務次官	
	通知)第6に留意し	
	つつ定めるものとす	
	る。	

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存 期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農	I の③に同じ。	Iの④に同じ。

業月	開施設用地の近傍	
の見	農業用施設用地の	
借到	賃の額に比準して	
算	三し、近傍の借賃	
がフ	ないときは、その	
農	芝用施設用地の近	
傍	の用途が類似する	
土土	也の借賃の額、固	
	資産税評価額等を	
	ミして算定する。	
3	開発して農業用	
	没用地とすること	
がう	適当な土地につい	
てい	t、Iの②の3と	
同	· •	
農 (房 (土) (定) (勘) (3) (本) (で)	度用施設用地の近 の用途が類似する 也の借賃の額、固 資産税評価額等を ここで算定する。 開発して農業用 とすること は、Iの②の3と	

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利 の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1 作目等毎に、農	Iの③に同じ。この	Iの④に同じ。
	業の経営の受託に係	場合において I の③	
	る販売額(共済金を	中の「借賃」とある	
	含む。)から農業の経	のは「損益」と、「賃	
	営に係る経費を控除	貸人」とあるのは「委	
	することにより算定	託者(損失	
	する。	がある場合には、受	
	2 1の場合におい	託者という。)」	
	て、受託経費の算定	と読み替えるものと	
	に当たっては、農業	する。	
	資材費、農業機械施		
	設の償却費、事務管		
	理費等のほか、農作		
	業実施者又は農業経		
	営受託者の適正な労		
	賃・報酬が確保され		
	るようにするものと		
	する。		

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準

土地の種類及び農 業上の利用目的毎に それぞれ近傍類似の 土地の通常の取引(農 地転用のために農地 を売却した者が、その 農地に代わるべき農 地の所有権を取得す るため高額の対価に より行う取引その他 特殊な事情の下で行 われる取引を除く。) の価額に比準して算 定される額を基準と し、その生産力等を勘 案して算定する。

②対価の支払方法

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払価の支払価の支払の移転を受ける者がう者にある。とする。とする。

③所有権の移転の時期

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。